

総務財政委員会 令和5年2月17日・20日
総務部 資料4番
所管 総務課

大田区情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

1 改正概要

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）の改正に伴い、次のとおり改正する。

- (1) 個人情報保護法に審査会への諮問についての規定等が新設されたため、規定を整理する。
- (2) 大田区行政不服審査法施行条例の規定を整理する。
- (3) 公聴会等に出頭する者の実費弁償条例の規定を整理する。
- (4) その他規定を整備する。

2 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

3 施行日

令和5年4月1日

ただし、1（2）の一部については公布の日

大田区情報公開・個人情報保護審査会条例（平成10年条例第68号）新旧対照表

新	旧
<p>○大田区情報公開・個人情報保護審査会条例</p> <p>平成10年10月12日 条例第68号</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 大田区情報公開条例（昭和60年条例第51号）第9条第3項及び第14条第1項並びに<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項及び大田区議会個人情報保護条例（令和5年条例第号）第45条</u>の規定による諮問に応じて審査を行うため、<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規定に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する</u>附属機関として大田区情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>（組織）</p> <p>第2条 審査会は、区長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。</p> <p>（任期）</p> <p>第3条 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>（審査会の調査権限）</p> <p>第4条 審査会は、必要があると認める場合には、<u>諮問をした審査庁（以下「審査庁」という。）</u>に対し、審査請求のあった決定等に係る公文書又は<u>保有個人情報</u>の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は<u>保有個人情報</u>の開示を求めることができない。</p> <p>2 <u>審査庁</u>は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んでは</p>	<p>○大田区情報公開・個人情報保護審査会条例</p> <p>平成10年10月12日 条例第68号</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 大田区情報公開条例（昭和60年条例第51号。<u>以下「情報公開条例」という。</u>）第9条第3項及び第14条第1項並びに<u>大田区個人情報保護条例（平成10年条例第66号。以下「個人情報保護条例」という。）</u>第27条の2第1項の規定による諮問に応じて審査を行うため、<u>区長</u>の附属機関として大田区情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>（組織）</p> <p>第2条 審査会は、区長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。</p> <p>（任期）</p> <p>第3条 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>（審査会の調査権限）</p> <p>第4条 審査会は、必要があると認める場合には、<u>実施機関（情報公開条例第2条第1号及び個人情報保護条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）</u>に対し、審査請求（<u>情報公開条例第13条及び個人情報保護条例第27条に規定する審査請求をいう。以下同じ。</u>）のあった決定等に係る公文書又は<u>自己情報</u>の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は<u>自己情報</u>の開示を求めることができない。</p> <p>2 <u>実施機関</u>は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んで</p>

新	旧
<p>ならない。</p> <p>3 審査会は、必要があると認める場合には、<u>審査庁</u>に対し、審査請求のあった決定等に係る公文書に記録されている情報又は<u>保有個人情報</u>の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 <u>行政不服審査法第81条第3項において準用する審査会の調査審議の手続に関する規定については、同法第74条中「第43条第1項の規定により審査会に諮問をした審査庁」とあるのは、「審査庁」に読み替えて適用する。</u></p> <p><u>(委員による調査手続)</u></p> <p><u>第5条 審査会は、必要があると認める場合には、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された公文書又は保有個人情報を閲覧させることができる。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(手数料等)</u></p> <p><u>第6条 行政不服審査法第81条第3項の規定により読み替えて準用する同法第78条第4項に規定する手数料は、無料とする。</u></p> <p><u>2 行政不服審査法第81条第3項の規定により準用する同法第78条第1項に規定する写し又は書面の交付を受ける者は、当該交付を受けるために要する費用について、別に定める額を負担しなければならない。</u></p>	<p>はならない。</p> <p>3 審査会は、必要があると認める場合には、<u>実施機関</u>に対し、審査請求のあった決定等に係る公文書に記録されている情報又は<u>自己情報</u>の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 <u>第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、必要があると認める場合には、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人という。以下同じ。)又は実施機関(以下「審査請求人等」という。)にその主張を記載した書面(以下「主張書面」という。)又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。</u></p> <p><u>(意見の陳述)</u></p> <p><u>第5条 審査会は、審査請求人等の申立てがあった場合には、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えるものとする。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</u></p> <p><u>(主張書面等の提出)</u></p> <p><u>第6条 審査請求人等は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が、主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</u></p>

新	旧
<u>(削除)</u>	<p>(委員による調査手続)</p> <p><u>第7条</u> 審査会は、必要があると認める場合には、その指名する委員に、<u>第4条第1項の規定により提示された公文書又は自己情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第5条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。</u></p>
<u>(削除)</u>	<p><u>(提出資料の閲覧等)</u></p> <p><u>第8条</u> 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。</p> <p><u>2</u> 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る主張書面又は資料の提出人の意見を聴くものとする。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p><u>3</u> 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。</p> <p><u>4</u> 第1項に規定する閲覧又は交付に係る手数料は、無料とする。</p> <p><u>5</u> 第1項に規定する交付を受ける者は、当該交付を受けるために要する費用について、別に定める額を負担しなければならない。</p>
<u>(削除)</u>	<p><u>(答申書の送付等)</u></p> <p><u>第9条</u> 審査会は、諮問に対する答申をし</p>

新	旧
<p>(会議の非公開)</p> <p><u>第7条</u> 審査会の会議は、審査会が適当と認める場合を除き、公開しないものとする。</p> <p>(審査請求の制限)</p> <p><u>第8条</u> <u>審査会が行政不服審査法第81条第3項の規定により準用する審査会の調査審議の手續に関する規定によってした処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。</u></p> <p>(守秘義務)</p> <p><u>第9条</u> 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第10条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(罰則)</p> <p><u>第11条</u> <u>第9条</u>の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、付則第3項(大田区行政不服審査法施行条例第7条第2項中「読み替えて」を削る部分に限る。)の規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この条例の施行の日前に大田区個人情報保護に関する法律施行条例(令和4年条例第64号)付則第2項の規定による廃止前の大田区個人情報保護条例(平成10年条例第66号)第27条の2第1項の規定により大田区情報公開・個人情報保護審査会にされた諮問については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>(大田区行政不服審査法施行条例の一部改</u></p>	<p><u>たときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</u></p> <p>(会議の非公開)</p> <p><u>第10条</u> 審査会の会議は、審査会が適当と認める場合を除き、公開しないものとする。</p> <p>(審査請求の制限)</p> <p><u>第11条</u> <u>この条例の規定による審査会の処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。</u></p> <p>(守秘義務)</p> <p><u>第12条</u> 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第13条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(罰則)</p> <p><u>第14条</u> <u>第12条</u>の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>

新	旧
<p><u>正)</u></p> <p><u>3 大田区行政不服審査法施行条例（平成28年条例第4号）の一部を次のように改正する。</u></p> <p><u>第2条中「区長の」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する」に改める。</u></p> <p><u>第7条第2項中「読み替えて」を削る。</u></p> <p><u>（公聴会等に出頭する者の実費弁償条例の一部改正）</u></p> <p><u>4 公聴会等に出頭する者の実費弁償条例（昭和26年条例第30号）の一部を次のように改正する。</u></p> <p><u>別表第3号中「第9条第3項」の次に「又は個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第2項」を加え、「又は同法」を「又は行政不服審査法」に改め、「第74条」の次に「（大田区情報公開・個人情報保護審査会条例（平成10年条例第68号）第4条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同表第4号を削り、同表第5号を同表第4号とする。</u></p>	